

石川 PJ 月報 11 月・12 月号（その 1）

今回は、2011 年 11 月から 12 月までの間に行った以下の調査等について報告します。

【Ⅰ】滋賀県における非行少年等の立ち直り支援事業に関する聞き取り調査、および内閣府「子ども・若者育成支援事業」に関する勉強会

(1)滋賀県の非行少年等立ち直り支援事業「あすくる」および就労支援先事業所に対する聞き取り調査（2011 年 11 月 2 日実施）

(2)子ども・若者育成支援事業に関する勉強会（2011 年 11 月 11 日実施）

【Ⅱ】札幌市・横浜市・北九州市の連携モデルに関する補充調査

(1)警察・少年サポートセンターに関する補充調査(2011 年 11 月 4 日および 12 月 5 日実施)

【Ⅰ】滋賀県における非行少年の立ち直り支援事業に関する聞き取り調査、および内閣府「子ども・若者育成支援事業」に関する勉強会

石川 PJ は、中学生を対象として、その犯罪者化・被害者化を防止するための政令市における学校・教育委員会―児童相談所―少年サポートセンター（警察）を中心とした多機関連携モデルの提唱を目的として研究を進めてまいりました。しかしながら、犯罪の加害・被害を防止するためには、初期対応の段階における機関連携が重要である一方、中学生期の少年の場合は、その後の自立も視野に入れた善後措置の場面における機関連携のあり方も重要な課題となります。そこで石川 PJ では、こうした犯罪・非行に関わる少年の立ち直り支援も視野に入れて研究を遂行しております。おりしも、2010(平成 22)年には引きこもり・不登校の青少年や、非行を行った青少年等の就学・就業の支援等を目的とする「子ども・若者育成支援推進法」が成立しており、上記のような少年の立ち直り支援のあり方をこうした法の枠組みと関連付けて考察することには大きな意義があると考えております。

今回はこうした観点から、とりわけ非行少年等の立ち直り支援に力を入れている滋賀県の取り組みを調査し、さらに「子ども・若者支援地域協議会体制整備モデル事業」を営む内閣府の担当者および横浜市・札幌市・千葉市の事業担当者との意見交換会を開催いたしました。

(1)滋賀県「あすくる」および就労支援先事業所に対する聞き取り調査（2011 年 11 月 2 日実施）

本聞き取り調査は、滋賀県の非行少年等立ち直り支援事業「あすくる」の試みと、内閣府の子ども・若者育成支援事業との間の連結可能性を探るために実施しました。

参加者と調査結果の概要は以下の通りです。

参加者

1. 早稲田グループ(全 2 名)

- ① 石川正興（早稲田大学法学学術院教授・同大学社会安全政策研究所所長／研究代表者）
- ② 宍倉悠太（早稲田大学社会安全政策研究所研究助手／研究代表者及びその率いるグループ）

プ／連携研究者)

2. 対応者(全6名)

- ① 高橋清尊 (大津少年センター所長)
- ② 上原 学 (大津少年センター次長)
- ③ 村上 隆 (滋賀県警察本部生活安全部 少年課調査官)
- ④ 小谷正樹 (滋賀県健康福祉部子ども・青少年局 虐待・非行防止対策チーム主査)
- ⑤ 坂田徳一 (坂田工務店 代表取締役)
- ⑥ 宇野義治 (ユー広告 代表取締役)

調査結果概要

(A) 少年センターの活動

大津市において、青少年の健全育成や非行防止・立ち直り支援を行う機関は、大きく(a)市教育委員会が所管し、非行など反社会的傾向のある少年(20 歳未満)への個別支援を行う「少年センター」(いわゆる少年補導センター)、(b)市教育委員会が所管し、中学卒業(15 歳以下)までの不登校など非社会的傾向のある子どもへの個別支援を行う「教育相談センター」(適応指導教室を兼ねる)、(c)市福祉子ども部が所管し、児童(18 歳未満)虐待・DV など子ども家庭福祉の分野を担当する「子ども家庭相談室」の3機関に分かれている。

このうち、主として非行に関する対応を行う少年センターの主な業務は以下のとおりである。

①相談活動

電話や来所による相談。本人の抱える問題が複雑なケースについては、臨床心理士によるカウンセリングを実施。相談件数は年間 1,300～1,400 件あり、うちカウンセリングは 100 件程度である。昨年からは、発達障害専門の臨床心理士にも来てもらっており、また少年センターの臨床心理士から「あすくる」へ相談が来るケースも増えている。

②街頭補導

非行の未然防止・早期発見のため、地域の補導員と連携しながら街頭補導を行っている。補導員 180 名、PTA80 名の計 260 名の活動を束ねる事務局を担っている。

③環境浄化活動

シンナーや薬物乱用防止などの啓発、携帯電話のフィルタリングに関する研修会、有害図書や刃物の販売店への立ち入り調査などを実施している。この結果、2011 年度に滋賀県では、有害図書の自販機が全て無くなった(全国で6番目)。

④広報啓発活動

会報誌を作成し、啓発活動を行っているほか、小学校などで、万引き防止教室なども開催している。

⑤無職少年非行防止対策活動

滋賀県では刑法犯のうち無職少年が約 1 割を占めており、人口比で考えるとその割合は非常に高い。この事態に対処するため、重点事業の一つとして無職少年の非行防止対策活動として各種就労支援活動を実施している。本活動では、就労相談・面接、ハローワークやヤングジョブセンターと連携しての情報収集のほか、保護司会とも連携して就労支援を行っている。これら支援活動においては、就労そのものよりも、就労に向かうまでの支援、つまり少年の働く意欲を喚起させることが重要な課題となっている。

(B) 非行少年の立ち直り支援事業「あすくる」

①設置背景

滋賀県では、2002(平成 14)年に県内の少年の刑法犯検挙人員が 1,600 人と過去最高の水準に達した。この事態を受け、当時の滋賀県青少年対策本部は非行少年立ち直り支援事業を企画し、2004(平成 16)年度より少年センター内へ「青少年支援センター（通称「あすくる」）」を設置することとした。

「あすくる」は、平成 16 年度に草津・守山野洲・彦根・長浜の 4 箇所、平成 17 年度には大津・湖南、平成 18 年に HAR・東近江、平成 19 年には高島に開設されており、現在はこの 9 か所で支援活動を進めている。

因みに、「あすくる」という名称は、少年にとって「明日が来る」という意味と、居場所のない少年のための地域の学校となるようにという「a school」とをかけた言葉である。

②支援内容・体制

「あすくる」は、県内の各地域で少年たちの健全育成を促進する拠点として活動している少年センターに支援コーディネーター・カウンセラー・教員・無職少年対策指導員を加えた総合的な立ち直り支援センターとして機能している。これらのスタッフが従来のセンター職員と力を合わせ、少年たちの支援にあたっている。対象とするのは、反社会的な問題行動が見られる、または非社会的な問題行動の中に非行性の存在が認められる中学生から成人になるまでの少年であり、こうした少年に対して「あすくる」では主として就労支援・退学者の就学支援・自分探しや生活改善のための支援を行う。ほとんどの子どもは、「あすくる」以外にも複数の支援を受けており、学校や家庭に居場所のない子どものために居場所を提供するという機能もある。

なお、大津の「あすくる」には、学習室が 2 部屋設けられており、少年の学習支援にも対応できる体制となっている。また「あすくる」への通所は、学校長が認めれば出席扱いになり、通所中に発生した本人の負傷や疾病などは学校の管理下での事由とみなされ、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象ともなる。

③支援状況・課題

県内の全「あすくる」での支援少年は、2004(平成 16)年度は 112 名、2010(平成 22)年度には 257 名であった。

最近の特徴としては、個々の少年の支援が長期化していることが挙げられる。「あすくる」は原則 20 歳未満の少年が対象だが、適当な支援を継続できる他の機関がないため、実際には 20 歳を超えても支援せざるを得ないケースも出始めている。

ところで 2010(平成 22)年に制定された「子ども・若者育成支援推進法」では、15 歳～40 歳未満までを「子ども・若者」と定義している。本法は引きこもりやニートの支援を主眼に置いているものの、犯罪・非行を行った 40 歳未満の者も対象とした支援ネットワーク整備についても視野に入れている。「子ども・若者育成支援推進法」に基づくネットワークと、「あすくる」などの非行少年の立ち直りに関する既存の仕組みとの整合性をどのように保っていくのかは、今後の課題となろう。

また、就労支援については、少年が就労先に定着するのが困難であることが問題となっている。これは、主たる就労先の職種に、木工や印刷など職人技を必要とする技術職が多いことと同時に、近年の少年の気質が変化していることも影響しているようである。根気強く一つの作業に集中する努力は少年自身に求められるものではあるが、就労意欲を継続させるために、支援機関によるフォローアップ体制を整備することも重要な課題として位置づけられよう。

(2)子ども・若者育成支援事業に関する勉強会（2011 年 11 月 11 日実施）

冒頭でもご説明しましたが、石川 PJ は、主として中学生の問題行動に対する「初期対応」の場面での関係機関（学校・教育委員会—児童相談所—少年サポートセンター（警察））の連携モデルの提唱を目的としております。しかしながら現実には、初期対応が一段落した後には、子どもたちの「立ち直り支援」を考えなくてはなりません。

本勉強会は、「子ども・若者支援地域協議会体制整備モデル事業」の全体像と各モデル地域での具体的取り組みについて知るとともに、こうした青少年の立ち直り支援事業と石川 PJ との連結の可能性を模索するために、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年担当の後藤信之氏と、政令市の青少年健全育成担当の実務家の方々をお招きして実施しました。

参加者および勉強会の概要は以下のとおりです。

なお本勉強会には、オブザーバーとして法務省矯正局少年矯正課から企画官（少年鑑別所担当）の小林万洋氏も参加されました。少年矯正の分野では、近時「少年矯正を考える有識者会議」が立ち上げられ、その中で「少年院法」とは別に少年鑑別所全般について規定する「少年鑑別所法」を新たに制定し、「社会に開かれた少年鑑別所」を作っていくという構想も練られております。そこで、少年鑑別所もその機能を発展させ、学校・教育委員会—児童相談所—少年サポートセンター（警察）を中心とした多機関連携の枠組みの一翼を担えないかご検討される上で、本勉強会にご参加いただいた次第です。

参加者

1. 早稲田グループ(全 11 名)
- ① 石川正興(早稲田大学法学学術院教授／研究代表者)
- ② 石堂常世(早稲田大学教育・総合科学学術院教授／学校教育行政機関調査担当グループ)

／グループリーダー)

- ③ 小西暁和(早稲田大学法学学術院准教授／児童福祉行政機関調査担当グループ／グループリーダー)
- ④ 宍倉悠太(早稲田大学社会安全政策研究所研究助手／研究代表者及びその率いるグループ／連携研究者)
- ⑤ 宮古紀宏(早稲田大学教育・総合科学学術院助教／学校教育行政機関調査担当グループ／連携研究者)
- ⑥ 横山由美子(敬愛大学兼任講師／児童福祉行政機関調査担当グループ／連携研究者)
- ⑦ 三枝功侍(早稲田大学大学院法学研究科修士課程／研究代表者及びその率いるグループ／研究アルバイト)
- ⑧ 帖佐尚人(早稲田大学大学院教育学研究科博士後期課程／学校教育行政機関調査担当グループ／研究アルバイト)
- ⑨ 望月茜 (早稲田大学大学院法学研究科修士課程／警察・非行防止ボランティア機関調査担当グループ／研究アルバイト)
- ⑩ 関美貴子(早稲田大学大学院法学研究科修士課程／児童福祉行政機関調査担当グループ／研究アルバイト)
- ⑪ 伊藤亜佑美(早稲田大学大学院法学研究科修士課程／少年保護司法機関調査担当グループ／研究アルバイト)

2. 内閣府(全1名)

- ① 後藤信之(内閣府政策統括官[共生社会政策担当付参事官]付調査官)

3. 各政令指定都市(全9名)

- ① 那須野祐一(札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課 推進担当係長)
- ② 松田考(札幌市若者支援総合センター 副館長)
- ③ 松本沙耶香(札幌市若者支援総合センター 企画事業課指導員)
- ④ 関口昌幸(横浜市こども青少年局青少年育成課 担当係長)
- ⑤ 武藤啓司(横浜パーソナル・サポート・サービス「生活・しごと∞わかもの相談室」 チーフパーソナルサポーター)
- ⑥ 藤田孝明(千葉市こども未来局こども未来部健全育成課 課長補佐)
- ⑦ 秋田宙造(千葉市こども未来局こども未来部青少年サポートセンター 西分室主査)
- ⑧ 櫻井智美(相模原市健康福祉局こども育成部こども青少年課 主査)
- ⑨ 石田英久(北九州市子ども家庭局子ども総合センター 教育相談担当課長)

4. 法務省(全1名)

- ① 小林万洋(法務省矯正局少年矯正課 企画官)

5. JST(全1名)

- ① 渡部麻衣子(JST 社会技術研究開発センター企画運営室)

勉強会概要

(A) 内閣府報告

①「子ども・若者育成支援推進法」成立の経緯

青少年施策は、戦後の浮浪児対策や少年非行対策から、積極的な健全育成施策、行政と民間の青少年団体が連携しての「青少年育成国民運動」へと推移してきた。とりわけこの間、多様化する問題行動に対応するために、各省庁の連携を強化してきている。一方、青少年施策について基本法を作るべきだという動きもあり、2000（平成 12）年の第 147 回国会や 2004（平成 16）年の第 159 回国会において法案化作業が進められたが、成立には至らなかった。

基本法制定の動きが進んだのは平成 2008（平成 20）年になってからである。このときは若者の自立が大きなテーマとなっており、同年 9 月麻生太郎内閣総理大臣が所信表明演説において、困難を抱える若者を支援するための新法を検討する旨の発言を行い、さらに同年の青少年育成施策大綱において、自立や社会参加に困難を抱える青少年に対する支援について法的措置を含めた体制整備を検討すると明記されたことで、法制化作業が進められることになった。そして、2009（平成 21）年に「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、2011（平成 23）年 4 月から施行されることとなった。

②「子ども・若者育成支援推進法」の目的等

本法は、制定当初一部マスコミから「ニート法」と称されたようだが、麻生総理の所信表明演説からも分かるように、背景にはニートやひきこもりなどへの対策の必要性があった。ニートやひきこもりといった困難を抱える青少年は、背景に複雑な問題を抱えていることもあり、福祉・就労・教育各分野における個別の縦割りの対応では限界がある。そこで本法では、その支援のための枠組みの整備と支援のネットワークの構築を目的とし、これまで各所に分散していた青少年健全育成のための様々なネットワークをつなぎ合わせることを目指している。また、「青少年育成施策大綱」に代わる「子ども・若者ビジョン」を定め、「すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組」、「困難を有する子ども・若者やその家族を支援するための取組」、「地域における多様な担い手の育成」の 3 つを重点課題として掲げている。

なお、「子ども・若者」という文言について付言すれば、「子ども・若者育成支援推進法」以前は、「子ども・若者」ではなく「青少年」という文言が使用されていた。政府はこれまでに二次にわたって発出した青少年育成施策大綱においても、0 歳から概ね 30 歳未満の子ども・若者の総称として「青少年」を用いていたが、「青少年」という言葉は、一般的に「少年と成年の間の若い者」を指し、0 歳から 40 歳未満までを支援対象にしているということが伝わりにくいのではないかという指摘があった。そこで、支援対象の範囲を明確にするため「子ども・若者」という言葉を使用することとなった。

③子ども・若者支援地域協議会体制整備事業

内閣府では、子ども・若者支援地域協議会の設置運営モデル事業を展開している。

一つは、関係機関によるネットワークを形成し、困難を抱える子ども・若者の支援体制を整備するものである。具体的には、学識経験者および各地域において中核となる機関の代表者等によって構成される「中央企画委員会」、各実施地域の学識経験者等および連携する各関係機関の代表者によって構成される「地方企画委員会」等を開催している。会議では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を対象に関係機関との連携と支援計画の作成・アウトリーチの実施・個別ケースの検討会などが行われるが、そこで好事例を収集してモデル形成を行うことを目的としている。本事業は現在 14 の地域において実施されている。

もう一つは、地域において中核的な相談員となる「ユースアドバイザー（YA）」を養成するための講習会の実施である。関係機関の相談員等を対象に、YA の主な役割や支援内容・支援ネットワークの活用・アウトリーチなどについて、内閣府で作成した『ユースアドバイザー養成プログラム（改訂版）』を踏まえ各地で研修計画を策定し、1 回 4 時間程度の講習会を 8 回実施するというものであり、13 地域で実施されている。このユースアドバイザーは国の資格でも独立した役職でもなく、あくまで子ども・若者支援に関する基本的な知識や技能を習得してもらうためのものである。地域で青少年支援に関わる者が受講しその後地域のコーディネーター役になる、あるいは民間ボランティアが受講しその後協議会に参加していくといったことも想定している。

④今後の課題

本報告に対するフロアからの質疑応答を通して、幾つかの課題が提起された。

第一は、多層構造になっている青少年健全育成のシステム全体を俯瞰し調整することのできる人材の確保についてである。既存の様々な立ち直り支援の仕組みに「屋上屋を架す」ことなくシステムを構築する上で必要なことであろう。

この点、国レベルでそうした人材を確保していくことも考えられるが、予算的な問題等もあり中々難しいのが現実である。今後は、各地域で既存の人的資源を活用しながら、そのような人材をいかに育成し、また配置するかを工夫していくことが、より良いシステムの構築のために不可欠となるのではないだろうか。

第二は、政令市の青少年健全育成施策担当者による研究交流会の実施・活用である。

石川 PJ では 2 年間の研究期間中に、札幌市・横浜市・北九州市の三都市間の交流を行ってきたが、その中で他市を訪問する機会を得たことで、自市の取り組みを省み再検討する機会を得られたと語られる実務家の方も多数いた。その結果、この PJ の交流を通じてだけでも、自市で実施可能な施策を検討し、新たに取り込む準備が様々な形で進んできている。このように他市への視察や意見交換を通して自市の取り組みが省みられ再検討されており、もし全政令市を集める研究交流会のような交流の場を内閣府など国の機関が設けるようになれば、全国規模での施策の推進が一層図られるようになるものと推測される。現状でも内閣府がモデル事業の中で「中央企画委員会」「地方企画委員会」を開催しているとのことであるが、今後のさらなる展開に期待したい。

第三は、「子ども・若者支援地域協議会体制整備モデル事業」の継続性についてである。

各市の「子ども・若者支援地域協議会」は、モデル事業終了後は基本的に各自治体の予

算で運用することになる。そのため、自治体によっては途中で継続できなくなるケースも起こり得る。「住民生活に光をそそぐ交付金」等自治体の事業に予算措置を行う仕組みを活用する方法などもあるが、この点は今後、子ども・若者育成支援事業を拡大・発展させていく上での重要な課題として位置付けられるように思われる。

(B) 各政令指定都市からの報告

①札幌市

札幌市における子ども・若者支援地域協議会である「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」は、「札幌市教育委員会生涯学習推進課」が全体の総括役を担当し、その調整機関（事務局）兼総合相談窓口を公設民営の「札幌市若者支援総合センター」が担っている。札幌市において特に注目される取り組みとしては、(a)児童会館を活用した「学びなおしサポート事業」、(b)「中学校卒業者等進路支援事業」、(c)YA 養成講習会における学校との連携強化施策が挙げられる。

(a)「学びなおしサポート事業」について、札幌市では全中学校区に 1 か所ずつ児童会館が配置されており、学校に馴染めない子どもの居場所の 1 つとなっている。そこで、学習支援と就労支援の両方を自宅の近くで無償で受けられる仕組みとして、この児童会館を活用した継続支援事業（学びなおしサポート）を行っている。

(b)「中学校卒業者等進路支援事業」は、若者支援総合センターが主体となり、札幌市教育委員会生涯学習推進課との連携のもと、市立中学校・高等学校に対する中退者・進路未定者の情報提出依頼を行い、学校からあがってきた情報をもとに、家庭に対して案内および支援申込書を郵送し、拒否の意思表示がなければ就学・就業の相談支援を開始するというものである。実施初年度である 2011（平成 23）年度は、学校から 18 件の情報提供（うち家庭への連絡後申込があったのは 2 件、意思表示なしは 16 件）があり、支援を開始している。これは、学校・教育委員会と連携した取り組みとして非常に興味深いものである。ただ、学校からあがってきた 18 件に関しては、学校全体で見ると 0 回答（該当者なし）も含め 1 割程度の回答率であったとのことであり、回答率をいかに高めるかが今後の課題とされている。

最後に、(c)の YA 養成講習会における学校との連携強化施策について、現在札幌市では、2011（平成 23）年度の協議会の重点テーマ「子ども支援と若者支援の隙間を繋ぐ」をもとに YA 養成講習会を設定しており、これを通じて中学校・高等学校の教員（とりわけ問題を抱えた子どもと接触する機会の多い保健室にいる養護教諭）へのアプローチ強化を図っている。特に 9 月 19 日（「保健室からの SOS」）、10 月 21 日（「学校と社会の狭間からの SOS」）は、教育委員会の協力を得て、学校の全教員に案内が行き届くようにした。このような学校（とりわけ養護教諭）との連携強化施策は、(b)との関連においても極めて重要であると考えられるが、一般に養護教諭は学校内では発言しづらい立場にあるとも言われており、今後は養護教諭のみならず、生徒指導主事やスクールカウンセラーといった人々をも取り込んでいくことが求められよう。特に札幌市の場合、市内ほぼ全ての中学校・高等学校が加盟している「札幌市学校教護協会」があり、そこでは地区毎に生徒指導担当の教員が参加する「地区幹事研修会」が定期的に設けられている。そのため今後は、このような学校教護協会等のネットワークとの関係を強めることで、子ども・若者支援の網の目をより十全なものにして

いくことができるようになると考えられる。

②横浜市

横浜市は、子ども・若者育成支援推進法上の協議会として2010（平成22）年7月に「横浜市子ども・若者支援協議会」を設置し、2011（平成23）年度は「思春期健全育成部会」と「若者自立支援部会」の2部会及び「横浜・神奈川若者支援連絡会」を協議会内に設けて運用している（「石川PJ月報8・9月号」(4)③参照）。

特に横浜市では、①「青少年相談センター」、「地域若者サポートステーション」および「地域ユースプラザ」の3機関が連携しながら若者の自立支援を行う「ユーストライアングル」の構想のもと、若者の自立支援の取り組みが実施されている点が特徴的である。すなわち「青少年相談センター」は、不登校やひきこもりの青少年の「社会的自立」のため相談支援を行う機関であり、また厚生労働省が事業化している「地域若者サポートステーション」では、就労体験等の支援を含めた経済的（職業的）自立支援が行われている。さらに、横浜市は約370万人と人口が多く、その分多くの窓口が必要なため、両方の機能をもった総合的・包括的な機関として、「地域ユースプラザ」が市内3か所に設置されているのである。

また、このほかにも横浜市では、「よこはま型若者自立塾」が2008（平成20）年10月から事業を開始している。これは、ユーストライアングルのような相談支援の事業ではなく、個々の青少年に対し長期に寄り添う形で支援が行われる仕組みの事業となっている。つまり、不登校やひきこもりの子どもに対して、共同生活を通して労働体験、社会体験、生活訓練等を実施するもので、相談でカウンセリングを実施しただけでは、若者が就労にまで至るのは困難であり、生活を丸ごと支援しながら経験を積んでいく必要がある、という認識のもとで開始されたものである。さらには、地域の実情に合わせた独自の取り組みが多数実施されている点も特筆すべきである。例えば、市内磯子区滝頭地区の「子どもの幸せを実現する会」による地域ぐるみでの校内清掃活動・学校内の居場所作り活動や、「寿青少年広場」における学童保育と連携した中高校生の居場所作り等はその代表的なものである。

このように横浜市では、極めて包括的かつきめ細やかな子ども・若者の育成支援施策が展開されていると言えよう。

③千葉市

最後に、千葉市であるが、千葉市は現在「千葉市子ども・若者地域協議会」（仮称）を2012（平成24）年2月に設置予定としており、札幌市や横浜市のように、具体的な子ども・若者支援の制度が現時点で十分に整備されているわけではない。そのため本勉強会では、地域協議会設置に向けたこれまでの経過について報告いただいた。

まず千葉市では、これまでに地方企画委員会を開催（2011（平成23）年7月、10月の全2回）し、地域協議会の設置に向けた検討を行っており、特に10月の地方企画委員会では協議会の立ち上げに向けて要綱を策定した。現在は2012（平成24）年2月の協議会立ち上げの最終準備を行っている段階である。調整機関としては、千葉市こども未来局健全育成課と青少年サポートセンター（かつての少年補導センター）が中心となっている。

相談窓口についても現在協議が進められており、「子ども若者総合相談センター」（仮称）

の 2012 年度中の開設を目指している。千葉市の場合、義務教育段階までの子どもに対する支援体制は充実しているが、それ以降の年齢に応じた支援機関が、NPO も含め札幌市や横浜市ほど十分には存在していない状況にあり、課題の一つと考えられている。総合相談センターの設置に関する協議の中で、既存の施設を活用することについても検討がなされたようだが、候補の一つとなった児童相談所は虐待等の対応で手いっぱいの状態であり、相談窓口としては活用しにくいという実情があった。そのため、地域協議会内の他の支援機関に、先述の「子ども若者総合相談センター」（仮称）を併設する方向で検討が進められており、現在市財政当局等と協議の最中にあるとのことであった。

【Ⅱ】札幌市・横浜市・北九州市の連携モデルに関する補充調査

以下では、札幌市・横浜市・北九州市における多機関連携モデルの解明に関して実施した補充調査の結果を報告します。

(1)警察・少年サポートセンターに関する補充調査(2011 年 11 月 4 日および 12 月 5 日実施)

警察・非行防止ボランティア機関調査担当グループリーダーの田村正博教授を中心とする研究グループで、警視庁新宿少年センター（少年警察活動規則にいう少年サポートセンターにあたる）及び台東少年センター、愛知県警察本部生活安全部少年課と名古屋少年サポートセンター及び豊橋少年サポートセンターを訪問し、聞き取り調査を実施しました。

本調査の目的は、東京都および大規模県である愛知県においてどのように少年サポートセンターが運用されているかについて他機関との連携状況を踏まえながら調査することにあります。

参加者と調査結果の概要は以下の通りです。

参加者

1. 早稲田グループ(全 2 名)

- ①田村正博(早稲田大学社会安全政策研究所研究院教授／警察・非行防止ボランティア機関調査担当グループ／グループリーダー)
- ②望月茜(早稲田大学大学院法学研究科修士課程／警察・非行防止ボランティア機関調査担当グループ／研究アルバイト)

2. 警視庁対応者

- ①濱口彰宏（警視庁生活安全部少年育成課 新宿少年センター所長）
- ②小野慎二（警視庁生活安全部少年育成課 新宿少年センター主査）
- ③藤井貢（警視庁生活安全部少年育成課 新宿少年センター 心理技術 主査）
- ④末廣典明（警視庁生活安全部少年育成課 台東少年センター所長）
- ⑤井上直也（警視庁生活安全部少年育成課 台東少年センター主査）

3. 愛知県警対応者

- ①石飛誠（愛知県警察本部生活安全部 少年課長）
- ②澤野淳一（愛知県警察本部生活安全部 少年サポートセンター長）
- ③大屋秀徳（愛知県警察本部生活安全部 少年サポートセンター課長補佐）
- ④菅原弘勝（少年サポートセンター名古屋 課長補佐）
- ⑤大崎逸朗（豊橋警察署生活安全課長）
- ⑥小田元一（豊橋警察署生活安全課長代理）

調査結果概要

(A) 警視庁での調査（2011 年 11 月 4 日実施）

①運用状況

(a)組織体制

少年センターは、警視庁生活安全部少年育成課に属し、都内 8 カ所に設置されている。いずれも、少年や保護者が来所しやすいように、警察署等とは異なる庁舎に設置されている（看板にも警視庁の文字はない。）。各センターには、警察官、心理専門職員、再雇用の補導職員が配置されている。主として少年相談を担当する心理専門職員は、長期間にわたる相談を受理する等のため、警察官よりも長い期間 1 つのセンターに所属することもある。また、他機関との連携の窓口としての機能も果たしている。

*警視庁は、他の道府県警察と異なり、婦人補導職員（現在の少年補導職員）は当初から存在していない。2007 年度から、再雇用の補導職員が非常勤として採用、配置されるようになった。

(b)活動内容

新宿少年センター

管轄区域内に新宿駅があることから、街頭補導を活動の中心としており、家出少年の発見保護のほか、虞犯送致も行っている。補導活動では、地域のボランティアの方にも参加してもらうことがある。また、少年相談に関しては心理専門職員 1 名が担当している。

同センターには、薬物乱用防止教室に用いるキャラバンカーが配置されており、再雇用職員であるスクールサポーターが専属で学校での講演等に当たっている。

*警視庁では、スクールサポーターは各警察署に置かれるほか、一部の少年センターにも配置されている。

台東少年センター

新宿少年センター同様に街頭補導および少年相談が行われているのに加え、少年の居場所づくりなど、足立区治安再生プログラムに基づいた非行少年への立ち直り支援も行われている。

②他機関との連携状況

各少年センターは、各自治体の「要保護児童対策地域協議会（支援ネットワーク）」の構成

機関となっており、児童相談所等の関係機関と連携を図っている。また、各少年センターでは、相談の来所のきっかけが児童相談所から相談者への紹介というケースも多く、事前に児童相談所職員から少年センターに連絡が入ることもある。

2012 年度に高田馬場駅付近に「子供家庭総合センター」（仮称）が設置予定であり、都福祉保健局の児童相談センター（中央児童相談所）、都教育庁の教育相談センター（現在地は水道橋、都内全域を担当）、新宿少年センターが同施設に入居することになっている。

その他の機関として、ハローワークに関しては警察署との連絡窓口担当が決まっているため、非行少年の就労支援に関して連携が取りやすくなっている。

また、各少年センターにおいては 5 年前に保護観察官が警視庁に、心理専門職員が保護観察所に派遣されていたことをきっかけに、2～3 年前から新任の保護観察官が研修として 1 日少年センターの業務を体験する取り組みを実施している。

(B) 愛知県警での研究調査（2011 年 12 月 5 日実施）

①運用状況

(a)組織体制

少年サポートセンターは、愛知県警察本部生活安全部少年課に属し、県内 6 か所（いずれも警察施設外）に設置されている。名古屋は完全に本部少年課の機関であるが、その他の 5 か所は置かれている警察署の生活安全課長が兼務している。

少年サポートセンター名古屋は、警察官と少年補導職員が配置されている。その他の少年サポートセンターは少年補導職員が配置されており、その事務を署の少年係の警察官が担当している。市教育委員会からの出向者である少年の居場所作り担当課長補佐と児童相談所からの出向者である相談係長が配置されている。なお、少年補導職員は、「非常勤職員」であり、勤務時間が限られていて、超過勤務が許されないこととされている。

*愛知県警察は少年補導職員が全国で最も多数であるが、任期 1 年の「非常勤」扱いで待遇が低く、採用に当たっての資格も定められておらず、専門性のある職員と位置付けられていないという根本的な問題がある。

(b)活動内容

街頭補導が従来から活動の中心で、少年補導職員が主として担当している。

警察庁通達「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進について」に基づく居場所づくりのプロジェクトを少年サポートセンターが担当している。少年サポートセンターが審判結果の出た子どもたちをリスト化した上で各警察署に通知し、署が対象少年を選定し保護者へ連絡を取っている。その後のケアはケースバイケースであるが、警察署で行うこともあれば少年サポートセンターと警察署が共同で対応するほか、署から計画を出してもらい、本部でとりまとめて複数署で立ち直りの活動を行うこともある。

少年相談については、名古屋少年サポートセンターの場合、県児童相談所からの出向者が少年相談専門員として担当している。電話で相談を受け、そのなかで特に面接につなげる必要性のある事案については、実際に少年サポートセンターに足を運んでもらい、面接相談を行っている。

なお、他府県とは異なり、児童虐待事案についての情報連絡や警察署からの報告の取りまとめ、通報ダイヤルに関わる業務を少年サポートセンターの警察官が担当している。

②他機関との連携状況

(a)学校・教育委員会

県教育委員会から少年課に課長補佐として1名、警察本部生活安全部地域安全対策課から県教育委員会生涯学習課（東海市補導センター）に1名が相互に出向している。なお、この人事交流は2004（平成16）年から開始された。

教育委員会からの出向者である課長補佐は少年サポートセンター名古屋で少年の居場所作り担当課長補佐として、少年の居場所づくり事業を重点的に担当している。

また、人事交流だけでなく、学校警察連絡協議会制度で連携を取っている。本制度に基づき生徒指導主事と警察署少年係長が連絡を取っているが、区ごとの生徒指導主事の会議に参加する機会は少ない。

(b)児童相談所

県児童相談所から名古屋少年サポートセンターに1名を「相談係長」として出向しているほか、警察OBが2名、県の児童相談所に配置されている。

平成23年から、名古屋市中心部児童相談所及び名古屋市西部児童相談所に警部補（現職警察官）を1名ずつ少年課職員の身分で派遣され、警察との連絡役や臨検等の書類作成を担当している。

*名古屋市長からの要請を受けて、地方自治法の派遣規定に基づいて派遣されている。

***** 以上その1とする。*****